

○地方行政委員会

内閣提出法律案（二二件）

番号	76	件	名	番号
			昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案	69
院議先	衆	参	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律案	
月 提 出	空、三、九	空、三、九		
付 委 員 託 会	三、三	空、三、九		参 議 院
議 委 員 決 会	可、五、五	可、五、五		
議 本 会 決 議	可、五、七	可、五、七		議 本 会 決 議
付 委 員 託 会	三、三	空、三、九		衆 議 院
議 委 員 決 会	修、五、三	可、五、三		
議 本 会 決 議	修、五、三	可、五、三		議 本 会 決 議
				備 考

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	5	件	名	番号
提出者			衆議院議員提出法律案（一件）	
(月 日)				
地方行政委員長				
付 備 送	空、三、四	付 月 日	本院へ提	
参				
付 委 員 託 会	空、三、五	出 月 日	付 委 員 託 会	
議 委 員 決 会	空、三、四		参	
議 本 会 決 議	可、五、五		議 委 員 決 会	
付 委 員 託 会	空、三、五		議 本 会 決 議	
議 委 員 決 会	可、五、五		付 委 員 託 会	
議 本 会 決 議	可、五、七		議 委 員 決 会	
付 委 員 託 会			議 本 会 決 議	
議 委 員 決 会			付 委 員 託 会	
議 本 会 決 議			議 委 員 決 会	
備				
考				

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案は、国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等について、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）と同様の制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の地方公務員の派遣

任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との合意等に基づきまたは外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる。

二、派遣職員の職等

派遣職員は、派遣期間中、地方公共団体の職員としての職を保有するが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、職務に復帰するものとする。

三、派遣職員の業務上の災害に対する補償等

派遣職員の業務上の災害については、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償及び地方公務員等共済組合法による給付を行う。また、地方公務員等共済組合法による給付については、給付額の算定の基礎となる給料について特例を設ける。

四、派遣職員の給与等

派遣職員の給与及び旅費の支給については、国際機関等に派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として、条例で定めるものとする。

五、派遣職員の復帰時における待遇

派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する待遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

六、施行期日等

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

なお、条例施行の際、現に休職または職務専念義務を免除する措置により外国の地方公共団体の機関等の業務に従事している職員について必要な経過措置を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、国際協力等の目的で外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員が安んじて派遣先の業務に専念できるよう、その身分取り扱いについて国家公務員の場合と同様の制度を設けようとするものでありまして、派遣職員は、派遣期間中、職員としての職を保有すること、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法等の規定を適用すること、派遣職員の給与等の支給及び派遣職員の復帰時における処遇等につき所要の規定の整備を行うほか、施行期日を昭和六十三年四月一日からとすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、派遣職員の待遇、地方公共団体における国際交流のあり方等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（閣法第七六号）

要旨

本案は、地方公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講じようとするものである。その内容は次のとおりである。

一、地方公務員等共済組合法の年金について、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分から増額改定（〇・六九）すること。

二、本法律により年金である給付の額の改定措置が講じられたときは、地方公務員等共済組合法に定める自動改定措置が講じられたものとみなすこと。

なお、衆議院において施行期日を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案について、委員会にお

ける審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならい、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等につきまして、昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十一年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方公務員共済年金の額の改定方式のあり方等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、道府県及び市町村たばこ消費税について、昭和六十

年度において講じられた税率等の特例措置を昭和六十二年十二月三十一日まで延長する。

二、住民税、事業税、不動産取得税、自動車税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、電気税、特別土地保有税、自動車取得税及び事業所税において税額の減額措置等の適用期限の延長等を行う。

三、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、自動車取得税及び事業所税において非課税措置等を講ずるほか国民健康保険税において課税限度額の引き上げ及び減額基準の引き上げを行う。

委員長報告

地方税法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和六十一年度を目前にして特に緊急に対応することが必要な事項について所要の措置を講じようとするものであります。道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率等の特例措置を昭和六十一年十二月三十日まで延長すること、固定資産税等の税額の減額措置の適用期限を延長すること、不動産取得税等において非課税

措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長石橋一弥君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して佐藤委員、公明党・国民会議を代表して馬場委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して抜山委員、新政クラブを代表して秋山委員がそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。